

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (効力証明) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
東ティモール	東ティモール国立大学工学部新 校舎建設計画のための贈与に関 する日本国政府と東ティモール 民主共和国政府との間の交換公 文	東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画を実施す るために必要な生産物及び役務の購入	2,231,000千円 H33.8.31まで	H28.3.15 東京で (同日)	日本側 濱地雅一外務大臣 東ティモール側 ロペルト ・サルメンソント・デ・オリ ベイラ・ソアレス外務・ 協力副大臣	H28.6.29 242号
東ティモール	東ティモール民主共和国政府に 対する贈与に関する日本国政府 と東ティモール民主共和国政府 との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	150,000千円 -----	H28.3.15 東京で (同日)	日本側 濱地雅一外務大臣 東ティモール側 ロペルト ・サルメンソント・デ・オリ ベイラ・ソアレス外務・ 協力副大臣	H28.6.29 243号
東ティモール	デイリ港フエリータータミナル緊急 急移設計画のための贈与に関す る日本国政府と東ティモール民 主共和国政府との間の交換公文	デイリ港フエリータータミナル緊急移設計画を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	2,197,000千円 H33.12.31まで	H28.9.30 デイリで (同日)	日本側 山本栄二在東ティ モール大使 東ティモール側 ロペルト ・サルメンソント・デ・オリ ベイラ・ソアレス外務・ 協力副大臣	H28.10.17 396号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。